

ご挨拶

いつもお世話になっております。市川でございます。

新聞に、給与がデジタル払いできるよくなるとの報道があり、今回はそれについて調べてみました。

「〇〇ペイ」、使っていらっしゃるでしょうか？ 私はどうも抵抗があり、いまだに使っていません。この記事を書くにあたり、一つアプリをダウンロードしてみました。いろいろな機能があって使い慣れれば便利なのでしょうね…でもこれを銀行口座代わりにして、給与を入れるのは抵抗があるなあ、という印象でした。

今更この〇〇ペイについて調べてみたところ、つまり、プリペイドカードのアプリ版という事なのですね！？ PASMO のようなものなのですね？？それが、使えるお店がたくさんあって、利用者が増えているという事なのですね。

で、今回のデジタル払いについては、そこに会社から直接チャージすることができるよくなるという事ですね。月5万だけチャージしてもらおうなど、できるようになるかもしれません。そう考えると、結構便利そうですね。（市川）



Topix

ご挨拶・・・1

【今月の特集】

「〇〇ペイで給与の支払いができるようになる...」

手続きチェックリスト・・・4

コラム「人を残すは一流」・・・4

・・・2・3

〇〇ペイで給与の支払いができるようになる……??????

最近新聞で「給与デジタル払い解禁」という言葉を見かけるようになりました。

今、政府は、いわゆる「〇〇ペイ」で、給与を受け取れるようにしようと、労働政策審議会で議論されていますが、日本労働組合総連合会（連合）が反対しており、難航しています。

今回はデジタル払いの仕組みと問題について調べてみました。



なぜそんな話が出ているのか

現在推進されている政策の一つに、行政サービスや社会全体のデジタル化の推進があります。給与は生活資金の基盤となるため、給与払いのデジタル化を解禁することで、社会のキャッシュレス化を加速させるとともに、国全体のデジタル化を促したいという狙いがあるようです。日常生活でも現金を用いずに決済を行うキャッシュレス化が進んでいます。最近ではスマートフォンのアプリを利用した決済方法も増えてきました。

もし、このようなサービスに給与を振り込めるようになったら、希望するか……？というアンケートに、4割の方が「検討する」と答えているそうです。このようなサービスは、現金、銀行口座に続く「お金の払い方・受け取り方」として、当たり前になりつつあるのでしょうか。

また、外国から来た方が、日本で銀行口座を作るのが簡単ではないことも一端にあるようです。確かに、銀行口座を作らなくても、給与や家賃等もアプリでやり取りできれば、外国人が日本でにすみやすくなり、人材が活躍しやすくなるかもしれません。

給与支払の5原則

それであれば、すぐにでも利用したいという人が出てきてもおかしくないですね。しかし、それを妨げる法律があります。おなじみの労働基準法です。

労働基準法 24 条では、賃金は、

- 通貨で
- 直接労働者に
- 全額を
- 毎月 1 回以上
- 一定の期日を定めて

支払わなければならない、とされています。デジタル払いはクリアできません。

銀行振込は例外

であれば、「銀行振込」も、労基法違反なのでは……?????

そうなのです。実は、労働基準法上、給与は原則「手渡し」となるのです。

しかし、現在、手渡しの会社なんてなかなかないですよ（ちなみに恵社労士事務所は開業から3年くらい手渡しでした）。銀行振込は例外として、労働基準法施行規則 第7条で、「労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み」「当該労働者が指定する金融商品取引業者に対する当該労働者の預り金」への払込みを、「労働者の同意を得た場合に」認められています。

労基法は労働者を守る法律です。確実に労働者に賃金が支払われるため、デジタル払いも銀行振り込みのように「例外」として認められなければいけません。



「〇〇ペイ」の仕組み。「資金移動業者」とは

振込や送金は銀行や郵便局の窓口・ATMを利用するしかありませんでしたが、近くに金融機関がなかったり、手数料が高いなど、もっと使いやすく便利にしたいというニーズから、資金決済に関する法律（資金決済法）により、銀行以外の業者でも為替取引を業として行うことができるようになりました。銀行以外の業者が行う為替取引を「資金移動業（資金移動サービス）」といいます。送金額の上限はあるものの、資金移動業者（登録業者）に限り、コンビニや旅行代理店の窓口、インターネット、携帯電話などで、国内だけでなく海外へも振込や送金ができるようになりました。

銀行と資金移動業者の違いと、資金移動業者のデメリット

資金移動業は銀行と比べ資産要件などが緩く、審査もなく、許可要件を満たせば行うことができます。そのため、「もし破綻したら・・・」保全額は全額とされているとはいえ、破綻時にお金がなければ、引き出せなくなることもあり得るのです。

また、不正利用についての補償が法律で定められておらず、各社の規程によることになっています。

	銀行	資金移動業
監督官庁	金融庁	金融庁
許認可	許可制	登録制
保全方法	預金保険制度	供託※、保証、信託 (現状はほぼ供託)
保全額	1,000万円を上限	全額
払戻までの期間	数日	最低3カ月～半年程度
不正利用された場合の補償	預金者保護法 (無過失の場合は全額、 軽過失でも3/4は補償)	個社の約款による (法による共通の 保護規定は無い)

連合 HP より

アメリカのペイロールカード

諸外国では、すでに銀行口座ではなくこういったキャッシュレスサービスを通じて給与を支払うことが普通である国もあります。アメリカもその一つで、「ペイロールカード」と呼ばれるカードを使って給与を支払うことができます。ペイロールカードは労働者に賃金を支払う目的で使用者が提供するプリペイドカードです。金融機関等により発行されるカードですが、Visa や Mastercard などのブランドのカードとしていることが多く、そのブランドが使えるお店で決済可能となっています。また、通常、ATMなどで現金を引き出すことができます。イメージとしては、「suica」や「PASMO」「amazon ギフトカード」のようなカチャージできるカードを渡して、毎月会社が給与をチャージするという感じででしょうか。銀行口座も介さずできますし、確かに便利ですね。

なお、以前は銀行口座を持たない労働者のためのカードでしたが、最近ではモバイルアプリなどの利便性の観点から、若者を中心に利用する人が増えているそうです。

今後はどうなる・・・？

多くの問題点が労働政策審議会で議論されており、実際にスタートするのはずいぶん先になりそうですが、デジタル化の推進、外国人人材の受け入れのためなどから、スタートはするのではないのでしょうか。

ここまで調べてみて、「paypay」「LINEpay」などに送金より、「suica」や「PASMO」にチャージのほうがわかりやすいな・・・と、市川は思うのでした。

毎月このカードに
給与をチャージ！



人を残すは一流

新年度になりました。ワクチン接種は始まりましたが、まだまだ、先が見えない状況は続きそうです。とはいえ、春です。寒さが苦手な私には、心浮き立つ季節です。花見宴会は自粛でも桜は咲き誇り、歓迎会は自粛でも初々しい新人が加わり、そして、観客数は制限でも大好きなプロ野球が開幕です。私の覇気球団は強くはないので、「もしかして優勝？」の夢が見られるのも春だからこそ。

そのプロ野球で尊敬している人物がいます。昨年亡くなられた通称ノムさんこと、野村克也さんです。好き嫌いは分かれるところだと思いますが、現役時代は3冠王、引退してからはデータ重視のID野球でヤクルト、阪神、楽天といった弱いチームを監督として勝てるチームへ導きました。人を食ったような、かつとぼけたような発言のなんとも言えない雰囲気の方でしたね。

さて、野村さんはチーム作りのため、「無視、称賛、非難」という指導法をとりました。

- ・無視……実力不足の選手に対して無視をして奮起を促す
- ・称賛……もう少しでレギュラークラスの選手は称賛して伸ばす
- ・非難……レギュラーのトップクラスの選手は非難して更なるレベルアップを促す

このような接し方をあらかじめ選手たちに伝え、「褒められているうちは一流ではない、一流だからこそ叱責を受ける」と認識させます。そして、監督として一流選手に対しても容赦なく非難・叱責できる環境を作っていたのでした。

監督最後の年は、花道ではなく、球団からの解雇通告でした。74歳の監督は会見の場で、「悔しい」と涙を流していました。それほど野球に対して全力で取り組んでいたのでしょう。さらに「監督として評価は、人を残せたかどうかで決まる。自分にはそれができたと思う」と言っています。そう胸を張って言えるノムさんはカッコいいですね。

「金を残すは三流、名を残すは二流、人を残すは一流」これは野村語録のひとつです。

昨今、どの業種も新入社員の離職率が高いことが問題になっています。野村監督的指導に準じて新入社員を「無視」でもしたら、即辞めてしまうでしょう。この指導法を一般の民間企業で実践しても、上手くいくとは思えません。上司が新人に気を遣う指導だけでは、人材は育成できないようにも思えます。仕事を的確に伝え、やる気を起こさせ、どう行動すべきか考えさせる。人を残すため、指導を
考えていかなければなりません。
難しいことですが。(松下)



手続きチェックリスト

ご連絡漏れはありませんか？

- 入社
- 退社
- 扶養したい、扶養から抜ける
- 産休・育児休業・介護休業
- けが、病気で長期休んだ
- 労災がおきた
- 基本給の変更があった
- 賞与を支払った
- 役所から連絡が来た

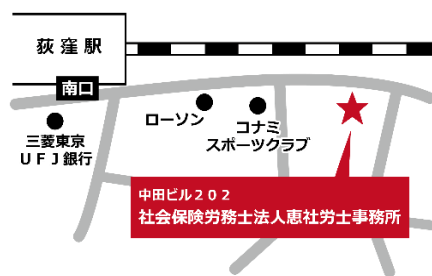
社会保険労務士法人
恵社労士事務所

【お問い合わせ】

03-5335-7905

info@megumi-sr.com

JR・丸の内線 荻窪駅より
徒歩3分です。
ぜひお立ち寄りください！！



<https://megumi-sr.net>

Podcast (ネットラジオ) 配信始めました。

楽しく役に立つ番組を目指しています！



【発行日】令和3年4月1日 【発行者】社会保険労務士法人恵社労士事務所 住所 東京都杉並区荻窪 4-31-11 中田ビル202

TEL : 03-5335-7905 / FAX : 03-5335-7906 Mail : info@megumi-sr.com URL : <https://megumi-sr.com>